

洲本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
21	49,001	23,301,007	511,953	4,066,982	17.5	18.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

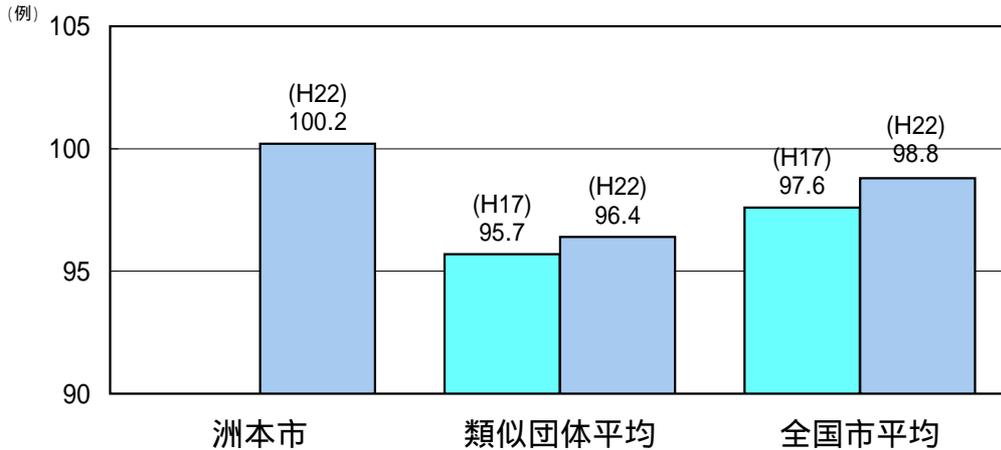
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
21	390	1,483,411	259,547	564,006	2,306,964	5,915	5,863

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

本市は平成18年2月11日に合併したため、合併前の数字が算出できない箇所がある場合、「-」で省略する。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	400,100	415,500	432,400	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
洲本市	41.2 歳	329,800 円	390,157 円	357,367 円
兵庫県	44.2 歳	342,700 円	436,084 円	円
国	41.9 歳	325,579 円	円	395,666 円
類似団体	43.3 歳	326,813 円	375,935 円	353,294 円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
洲本市	47.4 歳	65 人	303,200 円	336,917 円	318,207 円
うち 清掃職員	49.2 歳	23 人	316,000 円	361,699 円	334,350 円
うち 学校給食員	42.4 歳	16 人	265,000 円	278,491 円	272,273 円
うち 用務員	46.8 歳	15 人	303,800 円	336,693 円	327,133 円
うち 自動車運転手	54.5 歳	2 人	347,250 円	382,934 円	373,550 円
うち その他	48.5 歳	9 人	307,500 円	336,400 円	307,500 円
兵庫県	49.8 歳	907 人	333,700 円	400,869 円	円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	円	322,291 円
類似団体	48.6 歳	30 人	306,912 円	330,237 円	319,997 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
洲本市		歳	円	
うち 清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	1.23
うち 学校給食員	調理士	41.9 歳	249,700 円	1.12
うち 用務員	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.58
うち 自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	56.7 歳	278,000 円	1.38
うち その他		歳	円	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
洲本市			
うち 清掃職員	5,729,388 円	3,528,000 円	1.62
うち 学校給食員	4,428,992 円	2,996,400 円	1.48
うち 用務員	5,374,016 円	2,563,200 円	2.10
うち 自動車運転手	6,345,988 円	3,336,000 円	1.90
うち その他	5,326,500 円	円	

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
洲本市	47.6 歳	359,100 円	380,569 円
兵庫県	43.8 歳	375,200 円	433,414 円
類似団体	43.8 歳	325,366 円	344,676 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		洲本市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,800 円	137,280 円	137,200 円
	中学卒	135,600 円		129,200 円
教育職	大学卒	172,200 円	194,708 円	
	高校卒		172,770 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,600 円	313,300 円	368,100 円
	高校卒	227,700 円	259,400 円	303,800 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	290,100 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
教育職	短大卒	該当者なし 円	287,000 円	該当者なし 円
	高校卒			

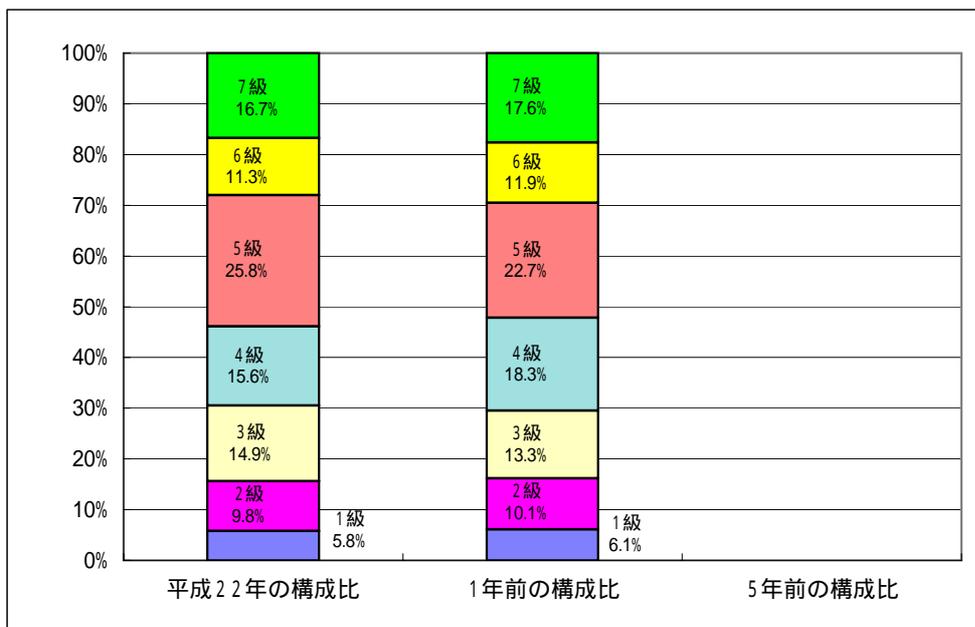
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長、次長、課長、参事	46 人	16.7 %
6 級	副課長、課長補佐、参事	31 人	11.3 %
5 級	係長、主査	71 人	25.8 %
4 級	主任	43 人	15.6 %
3 級	主任	41 人	14.9 %
2 級	主事、技師	27 人	9.8 %
1 級	事務員、技術員	16 人	5.8 %

(注) 1 洲本市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 旧洲本市と旧五色町の級の区分が違っていたので、5年前の構成比は算出できない。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、勤務評定を実施しているが、昇給への勤務成績の反映を実施していない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

洲 本 市		兵 庫 県		国	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,435 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,846 千円			
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2～15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律に支給しており、勤務成績を反映していない。

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

洲 本 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 12,392 千円 28,103 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		514 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		129 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全地域	0.0 %	4 人	0 %

(注) 平成19年4月1日以降は県からの派遣職員にのみ支給。

(4) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		54,432 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		735,567 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		5.0 %	
手当の種類(手当数)		25	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	税務職員	家庭等を訪問し、納税の督促、徴収等の事務に従事	1日400円
滞納処分手当	税務職員	物件の差押え、差押物件の引揚げ等の滞納処分に従事	1日400円
評価事務手当	税務職員	庁舎外において固定資産税の課税客体のうち土地及び家屋に係る評価事務に従事	1日400円
用地交渉等手当	用地課職員及び用地交渉業務従事職員	庁舎外において市の事業の推進に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で市長が困難であると認めるものに従事	1日400円
社会福祉業務現業手当	右記の業務に従事した職員	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第2号に規定する現業を行う職員が、家庭等を訪問し現業に従事	1日400円
精神結核保健業務手当	保健師又は看護師	家庭を訪問して精神病患者又は結核患者に接して療養又は看護の指導に従事	1日300円
護送作業手当	右記の業務に従事した職員	精神病患者若しくは結核患者又は行旅病人の入院措置の護送作業に従事	1日740円
訪問看護業務手当	看護師、理学療法士等の職員	家庭を訪問し療養上の世話又は必要な診療の補助若しくはリハビリテーション等の訪問看護の業務に従事	1日200円
訪問看護待機手当	右記の業務に従事した職員	訪問看護対象世帯からの緊急の呼び出しに対応するために待機	勤務日の時間外に待機1日1,000円、週休日・休日に待機1日2,000円
夜間看護等手当	右記の業務に従事した職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における看護又は介護業務に従事	勤務1回3,000円
放射線作業手当	放射線技師	放射線作業に従事	1日230円

死体処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 行旅死亡人又は変死者の処置作業に従事したとき (2) 診療所の入院患者又は特別養護老人ホームの入所者が死亡し、死後の処置を行ったとき	1日4,000円
防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症又は新感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症患者の救護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は消毒作業に従事したとき (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定する患畜又は疑似患畜の殺処分の立会い、畜舎の消毒又は死体の焼却作業に従事したとき	1日740円
清掃等作業手当	環境整備課職員	清掃作業又は火葬場作業に従事	1日900円
狂犬病予防注射従事手当	右記の業務に従事した職員	狂犬病予防注射に従事	1日510円
死獣処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 屋外に放置された死獣の収容作業又は飼い主の要請を受け犬猫等の死体の引取り作業に従事したとき (2) 収容された死獣を定められた処分場に搬送する等の処理作業に従事したとき	1回500円
道路上作業手当	右記の業務に従事した職員	道路の維持修繕の作業又は上下水道管の補修作業若しくは公園の清掃作業のうち道路上で行うごみの積載等の作業に従事	1日200円
災害従事手当	右記の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、洲本市災害対策本部の指示に従い、防災又は救助の業務に従事	1災害1,270円
手術手当	医師	手術	1回20,000円
時間外診療手当	医師	外来の時間外、休日、深夜の診療	1回 診察料点数表の初診料又は再診料の基本点数に、時間外、休日、深夜に該当する加算点数を加えた点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額

入院手当	医師	入院	有床診療所に入院する患者1人1日につき1,000円を延べ入院患者数に乗じて得た額
嘱託医契約手当	医師	医師会との協議に基づく市内企業等との嘱託医契約及び市の運営する施設との嘱託医契約	契約金額の7割
往診手当	医師	往診	1回 勤務時間内及び休日、夜間、深夜(午後10時から午前6時まで)の診療保険点数表に定める距離に応じて、それぞれ該当する診療保険点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
研究研修手当	医師	研究研修	1か月勤務した月1月につき60万円を上限として別に定める額
待機手当	医師	待機	1日につき平日5,000円、休日7,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2 1 年度決算)	78,423 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (2 1 年度決算)	174,661 円
支給実績 (2 0 年度決算)	90,663 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (2 0 年度決算)	196,239 円

(注) 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ		59,377 千円	230,141 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2(27,000円限度) 持家居住者で世帯主である職員 ・2,500円 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	異なる	持家居住職員の手当は国にはない制度	25,910 千円	115,155 円
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額)支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,500円～22,900円	異なる	国は片道2km未満無支給。また交通用具(自動車等)を使用している職員に対する手当が国より2,000円高い(片道2km以上の各距離区分)。	42,212 千円	97,487 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員のために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される手当 ・医師 268,500円以内(35年)	同じ		10,293 千円	2,573,150 円

単身赴任手当	異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,500円	異なる	国は4,200円	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	時間外勤務手当に合算	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～18%	異なる	支給率が異なる	43,692 千円	753,301 円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	920,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額		940,000 円 / 259,000 円
	副 市 長	740,000 円	()			750,000 円 / 249,000 円
報 酬	議 長	505,000 円	()			545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	422,000 円	()			474,000 円 / 200,000 円
	議 員	390,000 円	()			450,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(21年度支給割合)		4.00 月分	(100分の15を減じた額)	
	副 市 長			4.00 月分	(100分の8を減じた額)	
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合)		4.00 月分	(100分の5を減じた額)	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.41		18,105,600 円	(任期毎)	
	備 考	給料月額 × 在職月数 × 0.25		8,880,000 円	(任期毎)	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

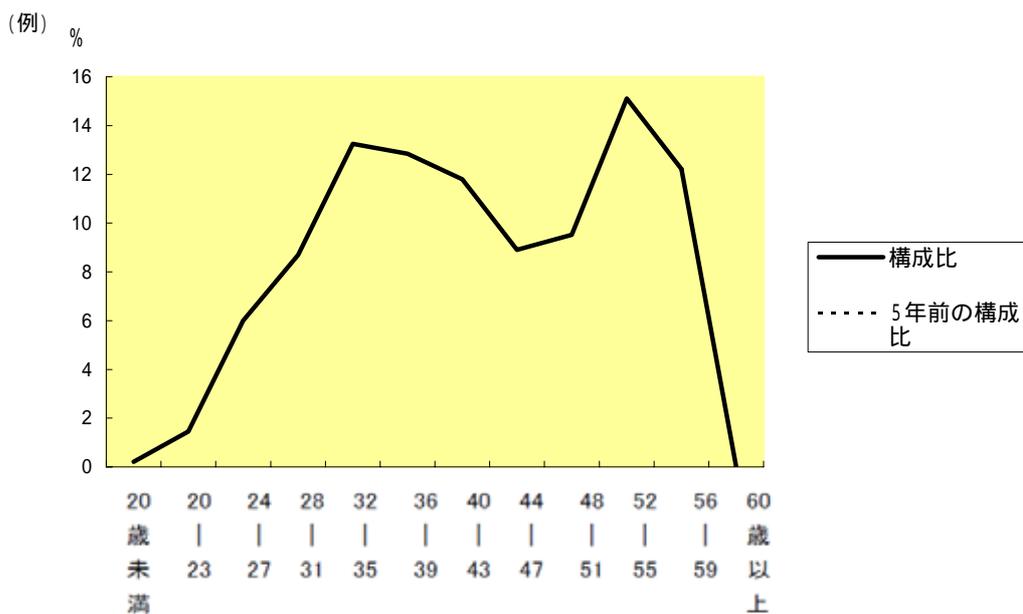
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	議会	6	5	1	次の職員を除く ・淡路広域行政事務組合農業共済事務所派遣職員5人 ・淡路広域水道企業団派遣職員26人 ・県からの派遣職員2人
	総務	87	85	2	
	税務	21	21	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	33	33	0	
	商工	6	6	0	
	土木	35	34	1	
	民生	86	78	8	
	衛生	54	53	1	
	計	329	316	13	
	教育部門	78	73	5	<参考> 人口一万人当たり職員数 64.55 人 (類似団体の人口一万人当たり職員数 73.05 人)
	消防部門	1	1	0	
	小 計	408	390	18	<参考> 人口一万人当たり職員数 79.66 人 (類似団体の人口一万人当たり職員数 96.06 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	39	38	1	
	水道	24	0	24	
	下水道	9	9	0	
	その他	47	46	1	
	小 計	119	93	26	
合 計		527	483	44	<参考> 人口一万人当たり職員数 98.66 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)



(注) 5年前の構成比は算出困難なため省略した。

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	29人	42人	64人	62人	57人	43人	46人	73人	59人		483人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
部門別						
一般行政	353	342	331	329	316	37 (10.5 %)
教育	83	79	77	78	73	10 (12.0 %)
消防	1	1	1	1	1	0 (0.0 %)
普通会計	437	422	409	408	390	47 (10.8 %)
公営企業等会計	135	132	133	119	93	42 (31.1 %)
総合計	572	554	542	527	483	89 (15.6 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員数は一般職に属する職員数である。

8 公営企業職員の状況

該当なし